

会員にとって役に立つ「千葉県からの情報」を提供いただき
掲載しています。詳しくは県庁HPをご参照ください。

労働者を101人以上雇用する事業主の皆さんへ 改正女性活躍推進法が施行されます！

◆一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務の対象拡大

令和4年4月から、一般事業主行動計画の策定・届出及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主に拡大されます。常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主は、施行日（令和4年4月1日）までに、行動計画の策定・届出及び情報公表を完了できるよう準備を行ってください。

◆「改正女性活躍推進法個別相談会」のご案内

千葉労働局において、新たに義務の対象となる企業等を対象として、一般事業主行動計画を円滑に策定いただけるよう、相談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

月 日	場 所	月 日	場 所
12/8(水)	ハローワーク船橋	1/14(金)	千葉県教育会館
12/9(木)	千葉県教育会館	1/17(月)PM	ハローワーク松戸
12/13(月)	千葉県教育会館	1/20(木)	ハローワーク千葉
12/14(火)	千葉県教育会館	1/21(金)	千葉県教育会館
1/12(水)	千葉県教育会館	2/25(金)	成田市加良部公民館
1/13(木)PM	ハローワーク松戸		

※制度や相談会の詳細は、千葉労働局の女性活躍推進法特集ページをご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/
koyou_kintou/hourei_seido/_37604/jokatsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-rooudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_37604/jokatsu.html)



【お問合せ先】

千葉労働局雇用環境・均等室（指導部門） 電話：043-221-2307

